

税金

市の税金

課税課 ☎ 25-2294

市・道民税

市・道民税は、均等割と所得割から構成されています。

均等割 市道や病院、学校など地域社会の費用の一部を広く均等に負担していただくために、納税義務者の所得にかかわらず、一定額を納めていただくものです。

年額は市民税3,000円、道民税1,000円の合計4,000円です。

所得割 納税義務者の所得に応じて納めていただくものです。年額は市民税が課税標準額の6%、道民税が課税標準額の4%(年額)。

※課税標準額=前年中の所得額-所得控除額(配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除など)

1,000円未満は切り捨て。

■納税義務者(○印の市・道民税を納めていただきます)

納税義務者	所得割	均等割
・1月1日に室蘭市に住民登録がある人	○	○
・1月1日に室蘭市に住民登録はないが生活の本拠がある人		○
・1月1日に、室蘭市に事務所、事業所または家屋敷をもっているが住所がない人		○

■非課税になる人(○印の人が市・道民税の非課税となります)

	所得割	均等割
・1月1日に生活保護法により生活扶助を受けている人		
・1月1日に障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年の合計所得が125万円以下の人	○	○
・扶養家族がいなく、前年中の合計所得が32万円以下の人(例1を参照)		
・扶養家族がいて、前年中の合計所得が次の計算式で求めた額以下の人(例2を参照)		
32万円×(1+扶養人数)+19万円		
・扶養家族がいて、前年中の総所得が次の計算式で求めた額以下の人	○	
35万円×(1+扶養人数)+32万円		

例1

公的年金収入のみで扶養している人がいない場合、次の人は非課税になります。

65歳以上で年金収入が152万円以下の人

64歳以下で年金収入が102万円以下の人

給与収入のみの人で、次の人は非課税になります。

給与収入が97万円以下の人

例2

公的年金収入のみで妻1人を扶養している場合、次の人は非課税になります。

65歳以上で年金収入が203万円以下の人

64歳以下で年金収入が160万6千666円以下の人

給与収入のみで妻1人、子1人を扶養している場合、次の人は非課税になります。

給与収入が190万円4千円未満の人

税額の計算方法

税額=均等割(4,000円)+所得割-調整控除

納税の方法

課税課市民税係 ☎ 25-2294

■特別徴収

給与から差し引かれる方は6月から翌年5月まで毎月納入になります。

※年金受給者は平成21年10月からの特別徴収(天引き)が始まります(遺族年金などは除く)。詳しくはお問い合わせください。

■普通徴収

自営業者などで、個人で納める方は、納付書で年4回(6・8・10月、翌年の1月)に分けて納めます。

市税に関する主な証明・閲覧は、次のとおりです。

証明・閲覧の種類、手数料及び取り扱い窓口

申請場所	証明書等の種類	主な使用目的	手数料
課税課 (広域センタービル庁舎 1階) または蘭東支所 (えきがるセンター) ※固定資産に関する証明は課税課のみ	課税証明書	高齢受給者証手続き、高額医療・入院給食費、公営住宅、特定疾患など 自立支援医療制度、就学奨励費、奨学金、授業料免除など	1件250円 無料
	所得証明書	融資申込み、扶養認定、厚生年金(遺族)受給手続き、国民年金受給・免除申請手続き、共済年金受給手続きなど 就学援助、児童手当・児童扶養手当など	1件250円 無料
	納税証明書	太陽光発電システム、酒類販売など 軽自動車の車検用	1件250円 無料
	固定資産に関する証明 (評価額証明書、公課証明書、所有証明書、住宅用家屋証明)		1物件あたり 250円 (住宅用家屋証明は1,300円)

●納税証明書の税目別は現年度と過去3年度分の発行が可能です。ただし、未納がある場合はこれに限らず発行できません。
●平成15年度以前の課税・所得証明書は課税課でしか発行できません。
●生活保護受給者からの申請はすべて無料です。
●納税証明書の法人の税目別は課税課でしか発行できません。

証明の交付を申請できる人と必要なもの

市税に関する証明事項は、個人あるいは法人の秘密に関するものですから、証明書の交付申請ができる人は次の方に限られます。

申請できる人	必要なもの
本人	本人確認ができる証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)と印鑑
本人からの委任状などを持参した人	本人からの委任状と窓口に来る人の本人確認ができる証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)、印鑑
法人	法人印または法人印を押印した委任状、窓口に来る人の本人確認ができる証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)と印鑑

【ご注意ください】

- 本人以外の人で証明書を必要とする人と同居されていない人が申請する場合は、委任状が必要です。

郵送による証明の請求

次のものを同封のうえ郵送してください。

(1) 証明願: 便せんなどにご記入いただくか、市ホームページ(http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2500_app.html)から申請書をダウンロードし申請書をプリントしてご使用ください。

証明願の必要事項

- 証明が必要な人の氏名(氏名の横に押印を)、生年月日
- 現住所と1月1日時点の住所
- 必要な証明の名称と年度、必要枚数
- 使用目的(提出先)
- 昼間に連絡がとれる電話番号

(2) 定額小為替: 証明手数料は、郵便局で定額小為替を購入してください。

(3) 返信用封筒: 返信先の住所、氏名を記入し、郵便切手80円をお貼りください。(速達での返信を希望する人は、350円の切手をお貼りください。)

(4) その他: 本人以外の人で証明書を必要とする人と同居されていない人が申請する場合は、委任状が必要です。

あて先

〒051-8530 室蘭市海岸町1-4-1 室蘭市役所広域センタービル庁舎課税課市民税係

税に関するQ & A

市外から引越してきた場合の市・道民税は

- Q 3月にA市から室蘭市に引っ越してきましたが、6月にA市から今年度分の市・道民税の納税通知書が送られてきました。今は室蘭市に住んでいるのに、A市へ納めるのですか。
- A 個人の市・道民税を納める人は、その年の1月1日現在、住所がある人などになり、この事例の場合、今年の1月1日現在にはA市に住所があるので、今年度分の市・道民税は、A市で課税されます。したがって、A市へ納めることになります。

【住所の認定】

原則として、住所の認定は住民基本台帳に記録されているかどうかによりますが、実際に記録されていなくても、1月1日現在において、室蘭市に居住していると認められる場合は、室蘭市で課税されることになります。

会社を退職したあと納税通知書が届きましたが

- Q 私は、9月末で会社を退職したのですが、10月になって、市から納税通知書が送られてきました。在職中、市・道民税は、給料から差し引かれていたはずですが、なぜですか。
- A 給与所得者の場合、市・道民税は、原則として12回(6月から翌年5月まで)に分けて、毎月の給料から差し引かれます。しかし、年の途中で退職すると、退職した月以降の市・道民税は給料から差し引くことができなくなります。そこで、残りの市・道民税は、納付書で納めていただくことになりますので、この事例の場合、給料から差し引くことができなくなった10月以降8か月分の税額について納税通知書をお送りしたわけです。

市・道民税の特別徴収

給与所得者に代わって、その給与の支払者が、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月支払われる給料から差し引いて納入する方法です。

市・道民税の普通徴収

6月・8月・10月・1月の4回の納期に納付書で、金融機関やコンビニエンスストアへ納入する方法です。

現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが

- Q 私は、前年10月末に会社を退職して、今は無職です。ところが、今年6月に、市から納税通知書が送られてきました。無職ですが、税金を納めるのでしょうか。
- A 個人の市・道民税は、前年(1月から12月まで)の所得に基づいて、その翌年度課税するしくみになっています。この事例の場合は、前年に所得があったので、今年度の市・道民税が課税されることになり、今年度分の市・道民税は、納めていただくことになります。

死亡した人の市・道民税は

- Q 父が今年の7月に死亡しましたが、父の市・道民税はどのようになるのでしょうか。
- A 個人の市・道民税は、毎年1月1日現在に住所のある人に対して、前年中(1月から12月まで)の所得に基づいて、その年度の課税が決定されることになっています。したがって、年の途中で死亡された人に対しても、前年中の所得に基づいて、その年度の課税が決定されていますので、その年度の市・道民税は納めていただかなければなりません。死亡された人が納めることになっていた今年度分の市・道民税については、相続をされた人がその納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。なお、今年中に死亡された人に対しては、来年度分の市・道民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは税務署へお問い合わせください。